

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年6月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の望ましい学校給食のあり方について提言を受けるため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
ささき ただし 佐々木 直	学識経験者 (修文大学名誉教授)	再
おおつ じゅん 大津 純	学識経験者 (一宮市議会経済教育委員会委員長)	新
いちやなぎ たかみつ 一柳 隆光	教育関係者 (一宮市小中学校長会会長)	新
こんどう まなみ 近藤 真奈美	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会委員長)	再
うかい わたる 藕飼 渉	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会副委員長)	再
かとう ちはる 加藤 千晴	教育関係者 (千秋東小学校食育・給食主任)	新
にしむら みおよ 西村 美智代	教育関係者 (丹陽中学校食育・給食主任)	新
かわしま じゅんこ 川島 淳子	教育関係者 (浅井中学校栄養教諭)	再
もうり あつこ 毛利 敦子	教育関係者 (木曾川中学校栄養教諭)	新
のだ あきこ 野田 亜紀子	教育関係者 (木曾川東小学校栄養教諭)	再
きら ちか香 吉良 智香	社会教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会副会長)	新
こくりゅう さよ 國立 紗代	社会教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会副会長)	新
よしだ けんじ 吉田 健二	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場株専務取締役)	新

2. 委嘱期間

平成29年6月28日から平成32年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育文化部学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

第 4 7 号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 2 9 年 6 月 2 8 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会
設置要綱第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場・市民会館等)

氏名	備考	新任 再任
なかの かず お 中野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
いとう てつ 伊藤 哲	公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にしむら し ま 西村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	新
さうだ みきこ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふわ ひろし 不破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
うえだ こ 植田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再
かとう かず こ 加藤 和 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再

(一宮スポーツ文化センター等、アイプラザ一宮)

氏名	備考	新任 再任
なかの かず お 中野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
いとう てつ 伊藤 哲	公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にしむら し ま 西村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	新
かわうら かつ まさ 川浦 勝 正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
いとう すず こ 伊藤 鈴 子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
たなか たもつ 田中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)	再
ふわ ひとし 不破 均	施設利用者代表 (アイプラザ一宮)	再

(スポーツ施設、体育館施設等)

氏名	備考	新任 再任
の だ しん ご 野 田 眞 吾	一宮市 教育文化部長	再
みな もと よう じ 皆 元 洋 司	一宮市 教育文化部次長	再
うす い たか よし 臼 井 孝 嘉	公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久	弁護士	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫	中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえ しま ひろ し 前 島 弘 嗣	施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
たか はし みさこ 高 橋 美佐子	施設利用者代表 (温水プール)	再
いけ だ かおり 池 田 香	施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
はま だ きよ こ 濱 田 清 子	施設利用者代表 (総合体育館)	新

2. 委嘱期間

平成29年7月1日～平成30年6月30日

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

一宮市文化財保護審議会委員の任命について

一宮市文化財保護審議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年6月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市文化財保護条例第18条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市文化財保護審議会委員 任命候補者

氏名	備考	新任 再任
おがわ いちろう 小川 一朗	古文書	再
なかがわら いくこ 中川原 育子	仏教美術	再
こんどう おさむ 近藤 修	植物	再
すがの りょうじ 菅野 良司	建築	再
あいこう しょうかん 愛甲 昇寛	工芸	再
きとう ひであき 鬼頭 秀明	民俗	再
ひらまつ よしお 平松 良雄	考古	再

2. 任命期間

平成29年7月1日から平成32年6月30日

第 3 章 一宮市文化財保護審議会

（審議会）

第 16 条 教育委員会に一宮市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第 17 条 審議会は、市文化財の指定及び解除並びに文化財の保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、さらにこのために必要な調査研究を行う。

（平 17 条例 70・一部改正）

（組織）

第 18 条 審議会委員は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年6月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業

ア 市内の教育関係団体

イ 報道機関（新聞社又は放送局）

ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体

- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
3	いちのみや秋 まつり実行委 員会 委員長 さかさばら じょう 榊原 讓	一宮だいたいフ ェスタ大集合 f o r H a l l o w e e n 2 0 1 7	・オープン・フィ ナーレセレモニー ・パレード ・衣装コンテスト ・お菓子プレゼン ト	10月1日(日)～ 10月29日(日)	一宮市内 一円	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
21	愛知県食品衛生協会 一宮支部 支部長 のりたけ しんや 則竹 伸也	「食中毒予防啓発 標語・ポスター」 募集	・平成24年度より市内の中学校に食中毒予防啓発標語・ポスターの募集をし、食中毒予防啓発に取り組む。	平成29年7月20日～平成29年8月31日	市内19中学校の生徒	無	(3) (6)
22	愛知県食品衛生協会 一宮支部 支部長 のりたけ しんや 則竹 伸也	「食中毒予防啓発 標語・ポスター」 優秀作品表彰	・平成24年度より市内の中学校に食中毒予防啓発標語・ポスターの募集をし、食中毒予防啓発に取り組む。表彰式はなし	平成29年10月ごろ発表	無し(表彰式はなし)	無	(3) (6)
23	特定非営利活動法人 ひと・まち・これから 理事長 さじ まき 佐治 真紀	《日帰り》 もりの環体験会	・愛知県内の人工林の過密という社会問題を体感し、解決に寄与できるプログラムを導入するために、中学校教諭に体験していただくことを目的	平成29年 7月29日(土) 8月5日(土) 8月20日(日) 8月27日(日)	岡崎市千万町 豊田市大田町	2000円	(4)
24	一宮市 市長 なかの まさやす 中野 正康	平成29年度(第13回) 一宮市環境月間	・市内の環境意識の高揚を目的とした啓発活動 ・作品募集については、市内小学校児童・中学校生徒が対象 ・習字(小3・4) ・イラスト(小5・6) ・ポスター(中学生)	・環境月間 10月1日(日)～ 10月31日(火) ・作品展示 9月16日(土)～ 10月9日(月) ・優秀作品顕彰式 10月25日(水)	・作品展示 エコハウス138 のエコプラザ 壁面 ・優秀作品顕彰式 環境センター3階研修室	無料	(1) (6)
25	一宮保護司保護司会 会長 ばん ひさみつ 伴 久光	第67回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動。 ・啓発用うちわ、救急用絆創膏を配布しながら少年非行防止と更生保護援助を呼びかける。 ・絆創膏を市内中学校に配布。 ・研修会を開催する。 ・街頭広報活動を行う。	・強調月間 7月 ・研修会、街頭広報 7月6日(木) ・広報車による街頭広報 7月11日(火)	・研修会 一宮スポーツ文化センター ・街頭広報 本町通り、一宮駅構内および周辺 ・広報車による街頭広報 市内一円	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
26	夢木香株式会社 代表取締役 なかがわ しんじ 中川 信治	「木っていいな。 森っていいな。○ ○っていいな」小 学生絵画コンク ール	・木や森をイメージした絵画 コンクールを通じて、子ども たちの自然を大切に思う心を 育てることを目的。 ・応募告知を中日新聞に掲載 し募り受賞作品を選定。後日 授賞式を名古屋市内で開催	応募期間 8月1日～ 9月16日 受賞者発表 11月14日 表彰式 11月中旬	受賞作品選定 会場:中日新聞 社北館	無料	(7)
27	人形劇団ぽてとん あさの まなみ 浅野 愛美	人形劇団ぽてとん 25周年記念公演	・子どもたちに生の人形劇に ふれることにより想像力や感 動を与えることを目的。 ・人形劇の演目それぞれにコ ンセプトがあり、夢や希望を 与え、健全なる育成を願うこ とが目的	11月18日 (土)	一宮市木曾川 文化会館 尾西信金ホー ル	無料	(6)
28	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 はっとり りょうた 服部 良太	138 ハロウィン巨 大いちみんランタ ン	・一宮青年会議所の活動から 生まれた、地域資源を活用 した「138 ハロウィン」を、 この地域の人びとのこころ に一宮ブランドとして根付 かせることで地域への愛着 を育むことを目的 ・7月公開事業「天まで届け、 地域への想い」 ・10月公開例会「138 ハロウ イン 巨大いちみんランタ ン～地域への想いをデコッ てついで共感しよう～」 ・10月公開事業「138 ハロウ イン～おりものパレード ～」	7月公開事業 7月29日(土) 7月30日(日) 13:00～17:00 10月公開例会 10月21日(土) 9:30～15:15 10月公開事業 10月29日(日) 14:30～16:35	7月公開事業 オリーナス一宮 10月公開例会 138タワーパー ク 10月公開事業 本町アーケー ド・尾張一宮駅 付近	無料	(4) (6)
29	株式会社アイ・シ ー・シー 常務取締役 せこ あつし 瀬古 篤司	特別番組 「小学校合唱祭」	・小学校合唱祭の様態を収録 し、2時間の特別番組に仕上げ 放送する。 ・児童や保護者、番組を視聴 する一般の方	収録 8月5日(土) 放送 9月2日(土) 9月3日(日) 午後8時～	放送 ICCチャンネル11	無料	(5)イ (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
22	一般社団法人 実践 倫理宏正会 一宮支 部 支部長 おぎわら かきえ 荻原 房枝	ファミリーの集い	「明るく仕合わせな家庭」の実現に向けて体験発表やコーラスなどを行う集い	7月30日(日)	アイプラザ一宮	無料	(6)
23	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社 中部支社 総務部長 わたなべ まさひと 渡辺 雅二	絵画展 ～口と足で表現する世界の芸術家たち～	「口と足で描く芸術家協会」に所属する画家の作品展示及び画家による実演	10月13日(金) ～ 10月15日(日)	イオンモール木曾川	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
20	西尾張体育協会 会長 <small>なかのまさやす</small> 中野正康	第49回愛知県 スポーツ少年大会 西尾張支部大会 (卓球競技)	西尾張地区 14 市町村 の単位スポーツ少年団 により、団体戦はリー グ戦・個人戦はトーナ メント戦で実施。	8月20日(日)	一宮市総合 体育館	1人300円	(3) (6)
21	一宮サウスライオンズクラブ 会長 <small>すぎもととしゆき</small> 杉本敏之	平成29年度 第3回全国中学 ガールズカップ in一宮	全国の中学生女子によ る軟式野球大会	8月19日(土) ~21日(月)	大野極楽寺 公園野球場 他	1チーム 20,000円	(6)
22	愛知駅伝実行委員 会 実行委員長 <small>いながき ゆたか</small> 稲垣 裕 構成団体 一般財団法人愛知 陸上競技協会 東海テレビ放送	愛知万博メモリアル 第12回愛知県市町 村対抗駅伝競走大会	2005年に開催された 「愛知万博」のメモリ アルイベントを通じ次 世代へ語り継ぐと同時 に、愛知県内各市町村 の交流、市町村合併後 の一本化の促進、県民 意識の高揚と県民スポ ーツの振興を主目的と して実施する。区間と 距離:9区間(小学生か ら一般)28.7km 参加チーム:愛知県内 全市町村54チーム チーム編成:各市町村 1チーム	12月2日(土)	愛・地球博 記念公園	無料	(4) (5) イ (6)